

平成 29 年 11 月

第 4 回稲城市議会定例会議案

(11 月 28 日開会
月 日閉会)

氏 名



稲城市告示第99号

平成29年第4回稲城市議会定例会を、下記のとおり招集する。

平成29年11月21日

稲城市長 高橋 勝



記

1. 期日 平成29年11月28日
2. 場所 稲城市議会議場

平成29年第4回稲城市議会定例会 議案目録

<条 例>

- 第69号議案 稲城市路上等喫煙の制限に関する条例
- 第70号議案 稲城市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例
- 第71号議案 稲城市市税条例の一部を改正する条例
- 第72号議案 稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

<補正予算>

- 第73号議案 平成29年度東京都稲城市一般会計補正予算（第4号）
- 第74号議案 平成29年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

<そ の 他>

- 第75号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第76号議案 町区域等の新設及び変更について
- 第77号議案 稲城市道路線の認定について（稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業関係・3路線）
- 第78号議案 稲城市道路線の認定について（稲城上平尾土地区画整理事業関係・4路線）
- 第79号議案 稲城市道路線の認定について（南山東部土地区画整理事業区域における民間宅地開発関係・6路線）
- 第80号議案 稲城市道路線の認定について（押立における私道の寄附関係・1路線）
- 第81号議案 稲城市道路線の認定について（若葉台における民間宅地開発関係・1路線）
- 第82号議案 稲城市道路線の認定について（矢野口における民間宅地開発関係・1路線）

第69号議案

稲城市路上等喫煙の制限に関する条例

上記の議案を提出する。

平成29年11月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

路上等喫煙を制限するために稲城市、市民等及び事業者並びに喫煙者が果たすべき責務を明らかにするとともに、吸い殻のポイ捨ての防止を図ることにより、喫煙者と非喫煙者との協力の下に安全かつ快適な生活環境の確保及び維持並びに環境美化の促進に寄与するため、稲城市路上等喫煙の制限に関する条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

稲城市路上喫煙の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙が受動喫煙（他人のたばこの煙を吸わされることをいう。以下同じ。）を引き起こすとともに、周囲の者に対して危険及び迷惑を及ぼすおそれがあることに鑑み、これを制限するため、健康増進法（平成14年法律第103号）第25条に規定する措置のほか、稲城市（以下「市」という。）、市民等及び事業者並びに喫煙者が果たすべき責務を明らかにするとともに、稲城市まちをきれいにする市民条例（平成12年稲城市条例第14号）の趣旨に鑑みて吸い殻のポイ捨ての防止を図ることにより、もって喫煙者と非喫煙者との協力の下に、安全かつ快適な生活環境の確保及び維持並びに環境美化の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民等」とは、市の区域内に住居若しくは居所を有し、又は市の区域内に滞在し、若しくは通過する者をいい、「事業者」とは、市の区域内において事業活動を行う者をいう。

2 この条例において「路上等」とは、道路、公園その他の屋外の公共の用に供する場所をいう。

3 この条例において「たばこ」とは、たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ又は同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品であって喫煙用のものをいう。

4 この条例において「喫煙」とは、たばこを吸うこと又は火の付いたたばこを所持していることをいい、「路上喫煙」とは、路上等において喫煙することをいい、「歩行喫煙」とは、路上喫煙のうち、歩きながら、又は自転車、原動機付自転車、二輪の自動車等で走行しながら喫煙することをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の規制に関する施策を総合的に実施しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、地域社会の一員として、路上喫煙の規制に関する施策に協力

するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、路上喫煙の規制に関する施策の重要性を認識し、市と連携してその実施に努めなければならない。

(喫煙者の責務)

第6条 喫煙者は、歩行喫煙をしないよう努めるとともに、路上喫煙により自らの周囲の者に危険又は迷惑を及ぼすことのないよう努めなければならない。

(路上喫煙禁止区域の指定等)

第7条 市長は、この条例の目的を達成するため、多数の者が滞在又は通行し、路上喫煙に伴う危険及び迷惑の程度が著しく、特にこれを制限する必要があると認める地域を路上喫煙禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、禁止区域を指定したときは、その旨を告示するとともに、広報その他の媒体を通じて周知するものとする。

3 市長は、禁止区域及びその周辺の状況の変化を勘案し、必要があると認めるときは、当該禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(禁止区域内における路上喫煙の禁止等)

第8条 何人も、禁止区域内において路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が指定する場所においては、この限りでない。

2 事業者は、禁止区域内の路上等にいる市民等が、当該事業者の管理する敷地内で喫煙する者によって受動喫煙を引き起こされることのないよう、当該敷地内において灰皿を撤去又は移設し、たばこの煙の流出を防止する措置を講ずる等、環境の整備に配慮するよう努めなければならない。

(路上喫煙防止指導員)

第9条 市長は、この条例の施行に当たり啓発、指導その他の活動を行うために必要があると認めるときは、路上喫煙防止指導員を置くことができる。

2 前項に規定するほか、路上喫煙防止指導員に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第11条 市長は、第8条第1項の規定に違反した者を、2千円の過料に処することができる。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第11条の規定は、禁止区域における路上喫煙の状況を勘案し、この条例の施行の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

第2条 第7条第1項に規定する禁止区域の指定、同条第2項に規定する告示その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

第70号議案

稲城市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例

上記の議案を提出する。

平成29年11月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）第4条の規定による改正後の生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項の規定に基づき、稲城市において生産緑地地区を定めることができる農地等の区域の規模に関する条件を定めるため、稲城市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

稲城市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、稲城市における生産緑地地区に定めることができる区域の規模について定めるものとする。

(規模)

第2条 法第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模は、300平方メートル以上とする。

付 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

第71号議案

稲城市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年11月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

都市計画税の税率を0.27パーセントとする特例措置を平成30年度も適用することに伴い、稲城市市税条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市市税条例の一部を改正する条例

稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

付則第25条中「平成29年度分」を「平成30年度分」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の稲城市市税条例付則第25条の規定は、平成30年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第72号議案

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年11月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）第6条の規定による建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正並びに多摩都市計画百村地区地区計画、多摩都市計画若葉台東地区地区計画、多摩都市計画上谷戸地区地区計画及び多摩都市計画第三文化センター周辺地区地区計画の変更に伴い、稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年稲城市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

32	平成29年稲城市告示第94号に定める多摩都市計画百村地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「百村地区地区整備計画区域」という。）
----	-----------------------------------------------------------------------------------

別表第2の16の2の表(い)の項中「の各号」を削り、「建築基準法別表第2(り)項」を「法別表第2(ぬ)項」に改め、同表(き)の項中「各号に掲げる」を「各号の」に改める。

別表第2の19の表(い)の項中「の各号」を削り、「幼稚園、小学校、中学校又は高等学校」を「学校（特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）」に改め、同表(か)の項中「おいて表示する」を「示す」に、「に該当する場所にあつては」を「までの距離は」に、「の境界線」を「境界線」に改め、同項沿道地区Aの欄中「隣地境界線」を「その他の隣地境界線」に改め、同表(き)の項中「に掲げる」を「の」に改める。

別表第2の22の表(お)の項中「（ただし、市長が公益上やむを得ないと認めた建築物の敷地として使用するものは、この限りでない。）」を削り、同表(か)の項中「おいて表示する」を「示す」に、「に該当する場所にあつては」を「までの距離は」に、「の境界線」を「境界線」に改め、同表(き)の項中「に掲げる」を「の」に改める。

別表第2の23の表(い)の項を次のように改める。

(い)	建築して はならな い建築物	次に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (3) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものの
-----	----------------------	----------------------------------------------------------------------------

	<p>うち建築基準法施行令第130条の3に定めるもの</p> <p>(4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(5) ボーリング場、スケート場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(6) 自動車教習所</p> <p>(7) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むもので、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）を除く。）</p> <p>(8) 危険物の規制に関する政令第3条に定める給油取扱所</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第2の23の表(お)の項中「（ただし、市長が公益上やむを得ないと認めた建築物の敷地として使用するものは、この限りでない。）」を削り、同表(き)の項中「に掲げる」を「の」に改める。

別表第2に次のように加える。

32 百村地区地区整備計画区域

(あ)	計画地区の区分	沿道地区A	沿道地区B	沿道地区C
(い)	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物 (1) 学校（幼稚園を除く。） (2) 公衆浴場 (3) 病院 (4) 畜舎		
(う)	建築物の容積率の最高限度	—	10分の20	
	公共施設の整備状況に応じた容積	—	10分の6	10分の8

	率の最高限度			
	多摩都市計画道路 3・4・15号東長沼坂浜線の道路法第18条第2項の規定に基づく道路供用開始告示後は、容積率の最高限度を適用しない。			
(え)	建築物の建蔽率の最高限度	—	10分の3	10分の4
		—	法第53条第3項第2号に該当する建築物にあつては、これに10分の1を加えた数値	
		区域の特性に応じた容積率の最高限度を適用する敷地に建築する場合又は多摩都市計画道路 3・4・15号東長沼坂浜線の道路法第18条第2項の規定に基づく道路供用開始告示後は、建蔽率の最高限度を適用しない。		
(お)	敷地面積の最低限度	110平方メートル		
(か)	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	—		
(き)	(か)の適用除外のもの	—		
(く)	建築物の高さの最高限度	18メートルかつ地階を除く階数は5以下		
(け)	建築物の高さの最低限度	—		

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の16の2の表(い)の項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

第73号議案

平成 29 年 度
東京都稲城市一般会計補正予算（第 4 号）

平成 29 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第4号）

平成29年度東京都稲城市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 150,421千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32,582,620千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年11月28日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		624,707	97,461	722,168
	1 地方交付税	624,707	97,461	722,168
15 国庫支出金		4,338,727	35,603	4,374,330
	1 国庫負担金	4,084,757	31,948	4,116,705
	2 国庫補助金	230,148	3,655	233,803
16 都支出金		5,220,739	51,732	5,272,471
	1 都負担金	1,356,664	15,974	1,372,638
	2 都補助金	3,597,736	35,758	3,633,494
19 繰入金		1,744,765	△397,716	1,347,049
	1 基金繰入金	1,744,765	△397,716	1,347,049
20 繰越金		527,182	38,260	565,442
	1 繰越金	527,182	38,260	565,442
21 諸収入		368,875	97,688	466,563
	4 雑収入	146,297	97,688	243,985
22 市債		1,007,405	227,393	1,234,798
	1 市債	1,007,405	227,393	1,234,798
歳 入 合 計		32,432,199	150,421	32,582,620

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,239,148	6,237	3,245,385
	1 総務管理費	2,540,701	6,237	2,546,938
3 民生費		14,031,311	102,687	14,133,998
	1 社会福祉費	4,586,334	1,152	4,587,486
	2 児童福祉費	7,003,046	101,535	7,104,581
4 衛生費		2,798,038	6,699	2,804,737
	1 保健衛生費	1,536,466	6,699	1,543,165
10 教育費		4,479,108	34,798	4,513,906
	2 小学校費	1,278,528	3,776	1,282,304
	3 中学校費	928,354	4,551	932,905
	6 保健体育費	565,004	26,471	591,475
歳出合計		32,432,199	150,421	32,582,620

第2表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	447,205	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。	674,598	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第11款 地方交付税 (補正額 97,461 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	地方交付税	624,707	97,461	722,168		
	1 地方交付税	624,707	97,461	722,168		
					1 地方交付税	97,461
	計	624,707	97,461	722,168		

第15款 国庫支出金 (補正額 35,603 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国庫負担金	4,084,757	31,948	4,116,705		
	1 民生費国庫負担金	4,051,986	31,948	4,083,934		
					2 児童福祉費負担金	31,948
2	国庫補助金	230,148	3,655	233,803		
	6 総務費国庫補助金	17,766	3,655	21,421		
					1 総務管理費補助金	3,655
	計	4,338,727	35,603	4,374,330		

第16款 都支出金 (補正額 51,732 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都負担金	1,356,664	15,974	1,372,638		
	1 民生費都負担金	1,355,539	15,974	1,371,513		
					2 児童福祉費負担金	15,974

(単位：千円)

説 明	
(財政課) 普通交付税交付額	97,461 97,461

第11款 地 方 交 付 税

(単位：千円)

説 明	
(子育て支援課) 子どものための教育・保育給付費 施設型給付費等負担金 (1/2)	31,948 31,948
(情報管理課) 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (2/3)	3,655 3,655

第15款 国 庫 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(子育て支援課) 子どものための教育・保育給付費 施設型給付費等負担金 (1/4・1/2)	15,974 15,974

第16款 都 支 出 金

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	都 補 助 金	3,597,736	35,758	3,633,494		
	2 民生費都補助金	1,364,957	35,758	1,400,715		
					3 児童福祉費 補 助 金	35,758
	計	5,220,739	51,732	5,272,471		

第19款 繰入金 (補正額 △397,716 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	基 金 繰 入 金	1,744,765	△397,716	1,347,049		
	1 財政調整基金 繰 入 金	957,658	△397,716	559,942		
					1 財政調整基金 繰 入 金	△397,716
	計	1,744,765	△397,716	1,347,049		

第20款 繰越金 (補正額 38,260 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰 越 金	527,182	38,260	565,442		
	1 繰 越 金	527,182	38,260	565,442		
					1 繰 越 金	38,260
	計	527,182	38,260	565,442		

(単位：千円)

説	明	
(子育て支援課)		35,758
保育士等キャリアアップ補助金(1/2・10/10)		35,758

第16款 都 支 出 金

(単位：千円)

説	明	
(財政課)		△397,716
財政調整基金繰入金		△397,716

第19款 繰 入 金

(単位：千円)

説	明	
(財政課)		38,260
繰越金		38,260

第20款 繰 越 金

第21款 諸 収 入 (補正額 97,688 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
4	雑 入	146,297	97,688	243,985		
	3 雑 入	145,919	97,688	243,607		
					1 雑 入	97,688
	計	368,875	97,688	466,563		

第22款 市 債 (補正額 227,393 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	市 債	1,007,405	227,393	1,234,798		
	5 臨時財政対策債	447,205	227,393	674,598		
					1 臨時財政対策債	227,393
	計	1,007,405	227,393	1,234,798		

(単位：千円)

説 明	
(市民課)	7,288
稲城・府中墓苑組合負担金精算金	7,288
(環境課)	90,400
多摩川衛生組合負担金精算金	90,400

第21款 諸 収 入

(単位：千円)

説 明	
(財政課)	227,393
臨時財政対策債	227,393

第22款 市 債

歳 出

第2款 総務費 (補正額 6,237 千円)

項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	総務管理費	2,540,701	6,237	2,546,938	2,503	0	0	0	3,734
	9 電算管理費	354,602	6,237	360,839	2,503	0	0	0	3,734
					2,503	0	0	0	3,734
	計	3,239,148	6,237	3,245,385	2,503	0	0	0	3,734

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
28 繰 出 金	1,152	2 国民健康保険事業特別会計繰出金 (保険年金課) 1,152
		28繰出金 1,152
		国民健康保険事業特別会計一般繰出金 1,152
13 委 託 料	63,896	4 保育所等運営委託・補助事業 (子育て支援課) 101,535
19 負担金補助及び 交 付 金	37,639	13委託料 63,896
		私立保育所運営委託 63,896
		19負担金補助及び交付金 37,639
		保育士等キャリアアップ等補助金 37,639

第3款 民 生 費

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
11 需用費	684	5 路上喫煙の制限に関する経費（環境課）		6,699
		11 需用費		684
1 消耗品費	684	① 消耗品費		684
		事業用		684
13 委託料	6,015	13 委託料		6,015
		禁止区域境界標識作成設置委託		862
		駅前禁止区域標示看板作成設置委託		5,153

第4款 衛生費

第10款 教育費 (補正額 34,798 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
2	小 学 校 費	1,278,528	3,776	1,282,304	0	0	0	0	3,776
	2 教育振興費	181,503	3,776	185,279	0	0	0	0	3,776
					0	0	0	0	3,776
3	中 学 校 費	928,354	4,551	932,905	0	0	0	0	4,551
	2 教育振興費	126,433	4,551	130,984	0	0	0	0	4,551
					0	0	0	0	4,551
6	保 健 体 育 費	565,004	26,471	591,475	0	0	0	0	26,471
	1 保健体育総務費	15,932	2,254	18,186	0	0	0	0	2,254
					0	0	0	0	2,254
	2 体育施設費	198,947	24,217	223,164	0	0	0	0	24,217
					0	0	0	0	24,217
	計	4,479,108	34,798	4,513,906	0	0	0	0	34,798

(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明		
20	扶 助 費		3,776	2	小学校要保護・準要保護児童就学援助費（学務課）	3,776
					20扶助費	3,776
					学校給食費・学用品費等	3,776
20	扶 助 費		4,551	2	中学校要保護・準要保護生徒就学援助費（学務課）	4,551
					20扶助費	4,551
					学校給食費・学用品費等	4,551
11	需 用 費		2,254	3	学校等開放経費（体育課）	2,254
					11需用費	2,254
	6 修 繕 料		2,254		⑥修繕料	2,254
					施設及び備品用	2,254
11	需 用 費		9,217	3	市立公園内体育施設管理運営経費（体育課）	24,217
					11需用費	9,217
	6 修 繕 料		9,217		⑥修繕料	9,217
					施設及び備品用	9,217
15	工 事 請 負 費		15,000	15	工事請負費	15,000
					多摩川緑地公園内体育施設災害復旧整備工事	

第10款 教 育 費

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書の変更

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高 見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
2 その他					
補正前	10,813,124	10,573,026	447,205	860,092	10,160,139
補正額			227,393		227,393
計	10,813,124	10,573,026	674,598	860,092	10,387,532
(3) 臨時財政対策債					
補正前	10,158,978	10,042,930	447,205	734,319	9,755,816
補正額			227,393		227,393
計	10,158,978	10,042,930	674,598	734,319	9,983,209
合 計					
補正前	23,061,207	23,616,814	1,007,405	1,910,145	22,714,074
補正額			227,393		227,393
計	23,061,207	23,616,814	1,234,798	1,910,145	22,941,467

第74号議案

平成 29 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成 29 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成29年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,687千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,105,394千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		945,378	1,152	946,530
	1 他会計繰入金	914,365	1,152	915,517
11 繰越金		15,176	3,535	18,711
	1 繰越金	15,176	3,535	18,711
歳入合計		9,100,707	4,687	9,105,394

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		44,698	1,728	46,426
	1 総務管理費	34,629	1,728	36,357
4 前期高齢者納付金等		3,718	39	3,757
	1 前期高齢者納付金等	3,718	39	3,757
11 諸支出金		20,176	2,920	23,096
	1 償還金及び還付加算金	20,176	2,920	23,096
歳出合計		9,100,707	4,687	9,105,394

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第10款 繰入金 (補正額 1,152 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他会計繰入金	914,365	1,152	915,517		
	1 一般会計繰入金	914,365	1,152	915,517		
					1 一般繰入金	1,152
	計	945,378	1,152	946,530		

第11款 繰越金 (補正額 3,535 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰越金	15,176	3,535	18,711		
	2 その他繰越金	15,175	3,535	18,710		
					1 その他繰越金	3,535
	計	15,176	3,535	18,711		

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 一般繰入金	1,152 1,152

第10款 繰 入 金

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 前年度繰越金	3,535 3,535

第11款 繰 越 金

第 4 款 前期高齢者納付金等 (補正額 39 千円)

項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	前期高齢者納付金等	3,718	39	3,757	0	0	0	0	39
	1 前期高齢者納付金	3,647	39	3,686	0	0	0	0	39
					0	0	0	0	39
	計	3,718	39	3,757	0	0	0	0	39

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金補助及び 交付金	39	1 前期高齢者納付金に関する経費（保険年金課） 39
		19負担金補助及び交付金 39
		前期高齢者納付金 39

第4款 前期高齢者納付金等

第11款 諸支出金 (補正額 2,920 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	20,176	2,920	23,096	0	0	0	0	2,920
	1 保険税還付金	10,000	2,920	12,920	0	0	0	0	2,920
					0	0	0	0	2,920
計		20,176	2,920	23,096	0	0	0	0	2,920

第75号議案

人権擁護委員の候補者の推薦について

上記の議案を提出する。

平成29年11月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

人権擁護委員 原田 正行 の任期が平成30年3月31日付けで満了することに伴い、後任の候補者を推薦する必要があるため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本案を提出する。

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

氏 名	住 所	生年月日
原田 正行	稲城市矢野口1185番地の2	昭和22年3月7日

第76号議案

町区域等の新設及び変更について

上記の議案を提出する。

平成29年11月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

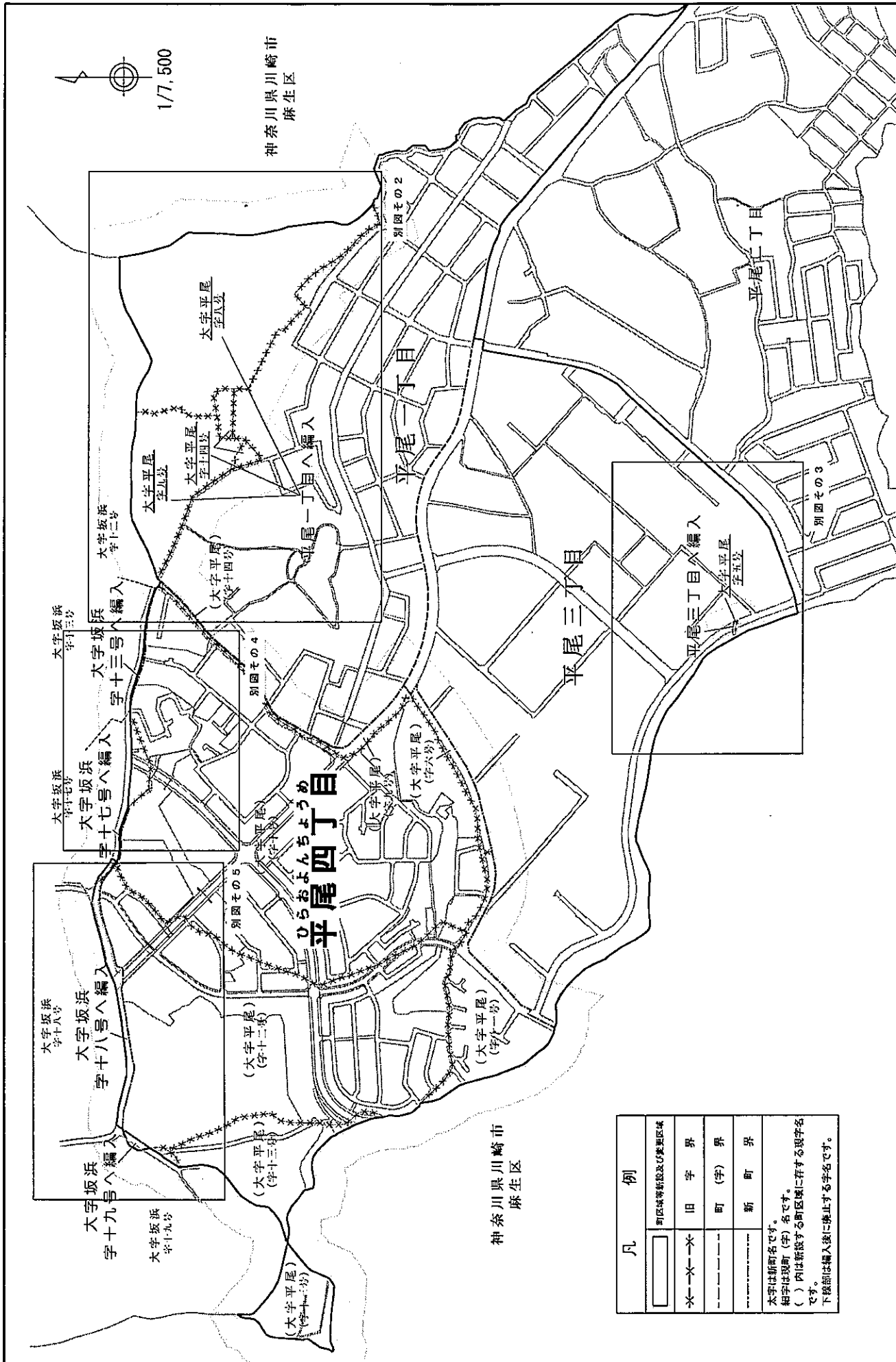
稲城市の区域内の町区域等を新設及び変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本案を提出する。

町区域等の新設及び変更について

稲城市の区域内の町区域等を、別図のとおり新設及び変更する。

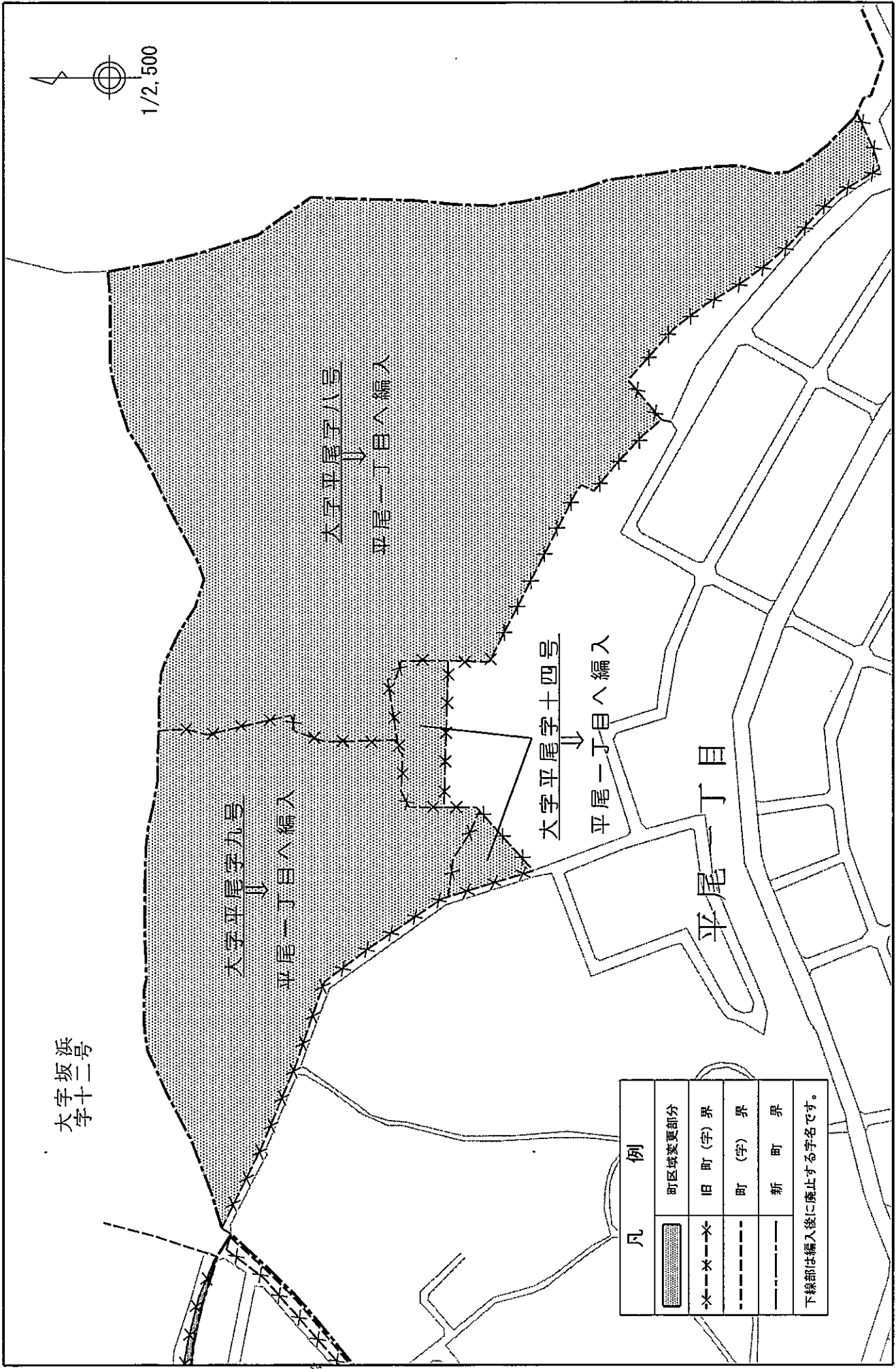
なお、この処分の効力は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による稲城上平尾土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものである。

別図 (稲城市町区域等新設及び変更図) その1

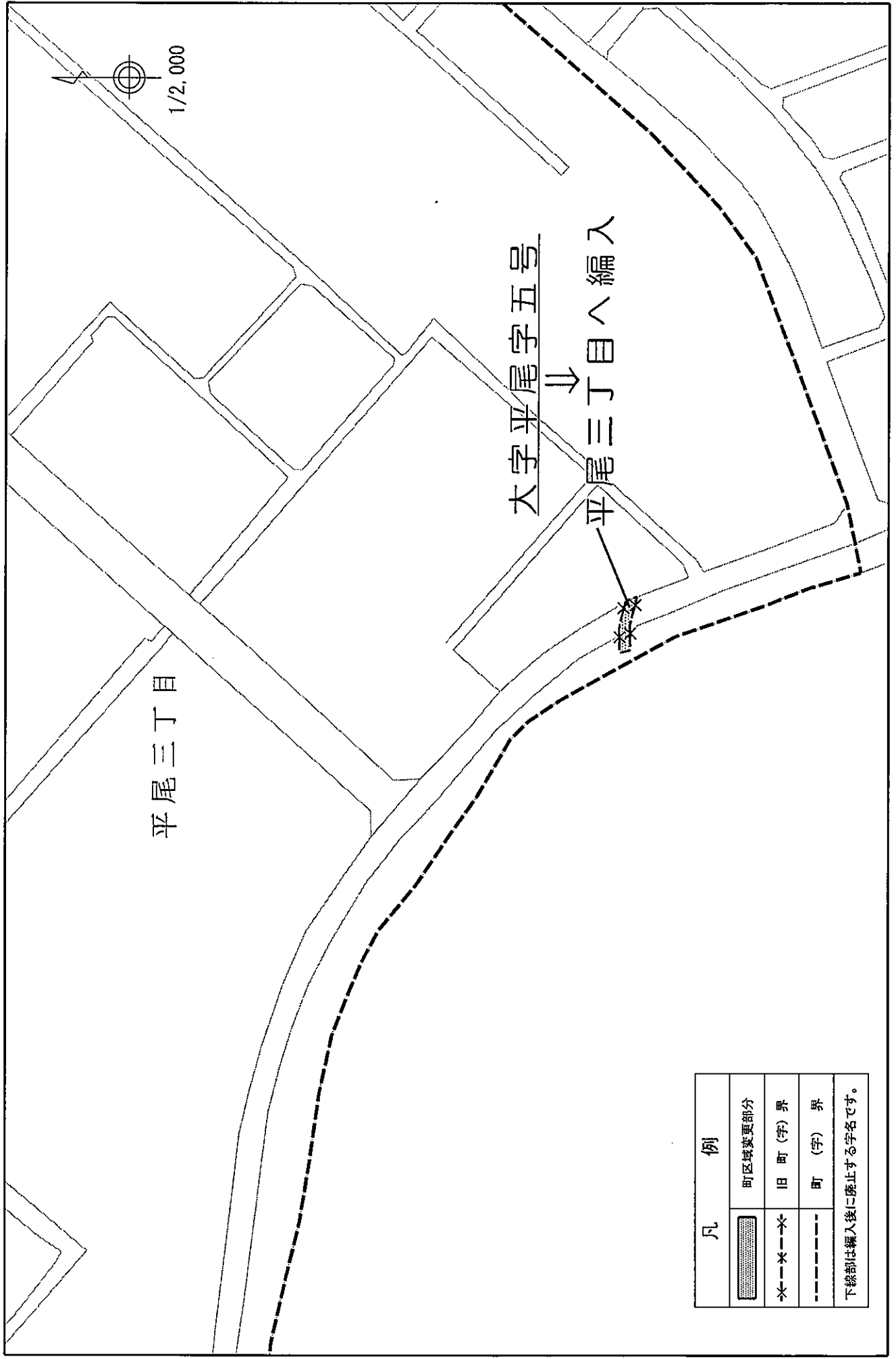


凡 例	
	町区域等新設及び変更区域
	旧 字 界
	町 (字) 界
	新 町 界
大字は新町名です。 細字は現町(字)名です。 () 内は新設する町区域に存する現字名です。 下段部は編入後に廃止する字名です。	

別図（稲城市町区域新設及び変更図）その2

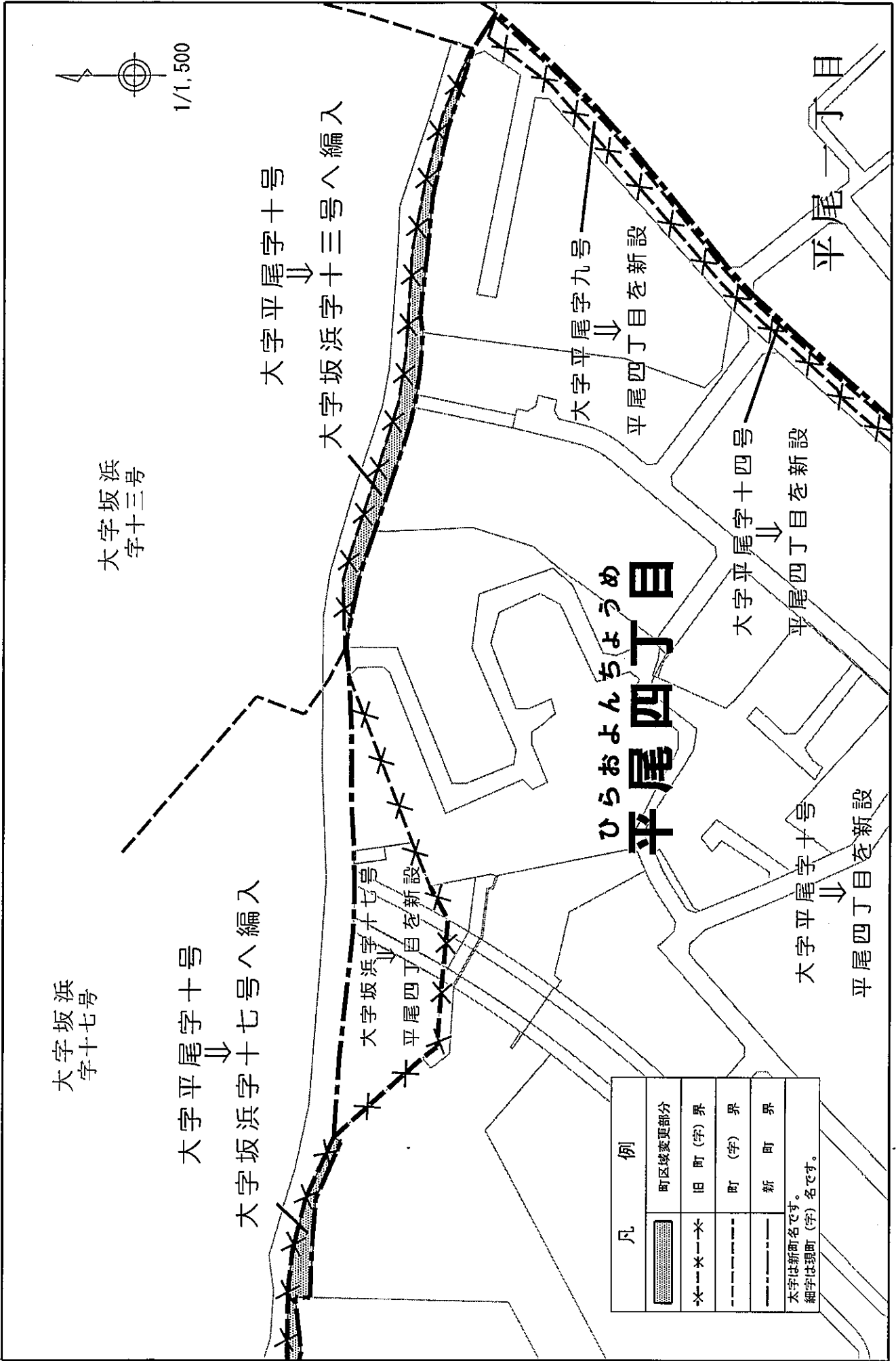


別図（稲城市町区域等新設及び変更図）その3

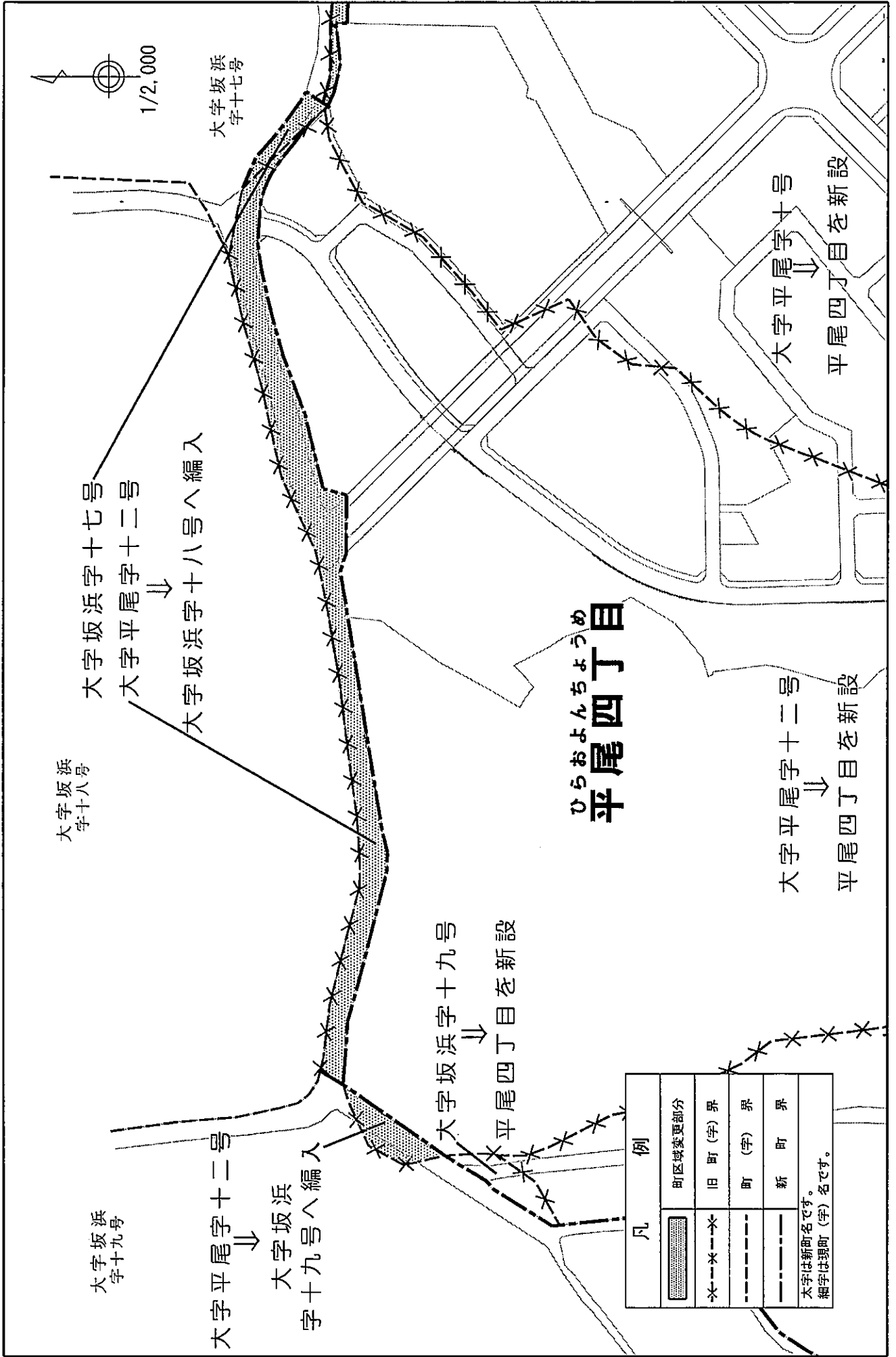


凡 例	
	町区域変更部分
	旧 町 (字) 界
	町 (字) 界
下線部は編入後に廃止する字名です。	

別図（稲城市町区域等新設及び変更図）その4



別図 (稲城市町区域新設及び変更図) その5



稲城市町区域等新設及び変更調書

(土地の表示は平成29年9月22日現在による)

次の区域を平尾一丁目に編入し、字区域を廃止する。

町名	地番			
大字平尾字八号	841番	883番1		
大字平尾字九号	925番	928番		
大字平尾字十四号	1731番	1733番	1734番	

上記の区域に介在する道路等である公有地の全部並びに大字平尾字八号841番に隣接する道路である公有地の一部

次の区域を平尾三丁目に編入し、字区域を廃止する。

町名	地番			
大字平尾字五号	467番3	467番4		

次の区域をもって、新たに^{ひらおよんちようめ}平尾四丁目を画する。

町名	地番			
大字平尾字六号	506番6	506番10	513番1から 513番3まで	513番5
	513番6	523番1	523番2	523番4
	523番6から 523番11まで	561番1	561番4	
大字平尾字九号	990番2	990番3	1004番2	1005番1
	1005番2	1006番2	1006番3	1008番2
	1009番2	1011番2	1011番3	1012番2
	1012番3	1013番2	1015番2	1017番2
	1018番2	1019番3	1023番3	1026番2
	1027番2	1028番2	1035番2	1038番5から 1038番7まで
大字平尾字十号	1039番1から 1039番7まで	1039番11	1039番12	1039番14から 1039番17まで
	1039番21から 1039番34まで	1040番2	1040番3	1041番2から 1041番6まで
	1042番2	1042番3	1043番	1044番1

大字平尾字十号	1044番2	1045番1	1045番口	1045番ハ
	1046番1	1046番2	1046番5から 1046番11まで	1047番1から 1047番19まで
	1048番1から 1048番17まで	1049番1から 1049番9まで	1050番から 1052番まで	1053番1から 1053番5まで
	1054番1から 1054番4まで	1055番1から 1055番3まで	1056番1から 1056番4まで	1057番1から 1057番4まで
	1058番1から 1058番4まで	1059番	1060番1から 1060番21まで	1061番
	1062番	1063番1から 1063番14まで	1064番	1065番1から 1065番4まで
	1066番から 1069番まで	1070番1	1070番2	1071番
	1072番1から 1072番8まで	1073番から 1084番まで	1085番イ	1085番口
	1086番1	1086番2	1087番1から 1087番4まで	1088番1
	1088番2	1089番1から 1089番3まで	1090番1から 1090番4まで	1092番1から 1092番4まで
	1093番1	1093番2	1094番から 1097番まで	1098番1
	1098番2	1099番1	1099番2	1100番から 1105番まで
	1106番イ	1106番口	1107番から 1124番まで	1125番1
	1125番2	1126番1から 1126番3まで	1127番1から 1127番4まで	1127番5の一部
	1128番1から 1128番5まで	1129番1	1129番2	1130番1から 1130番5まで
	1131番1から 1131番4まで	1132番1	1132番2	1133番1
	1133番2	1134番から 1138番まで	1139番1から 1139番3まで	1140番1
	1140番2	1141番	1142番1から 1142番6まで	1143番
	1144番1	1144番2	1145番	1146番
	1147番1から 1147番3まで	1148番から 1151番まで	1152番イ	1152番口
	1153番1	1153番2	1154番1	1154番2
	1155番	1156番	1157番イ	1157番口
	1158番	1159番1	1159番2	1160番1
	1160番2	1161番1	1161番2	1162番
	1163番1	1163番2	1164番1	1164番2

大字平尾字十号	1165番	1166番1	1166番2	1167番
	1168番	1169番1から 1169番3まで	1170番1から 1170番8まで	1171番3から 1171番6まで
	1171番9から 1171番16まで	1172番	1173番1から 1173番6まで	1174番
	1175番1	1175番2	1176番1から 1176番3まで	1177番1から 1177番11まで
	1178番1	1178番口	1179番1から 1179番6まで	1180番
	1181番1から 1181番5まで	1182番から 1184番まで	1185番1	1185番2
	1186番1から 1186番6まで	1187番1から 1187番6まで	1188番1から 1188番7まで	1189番
	1190番1から 1190番10まで	1191番1	1191番2	1192番
	1193番	1194番1から 1194番3まで	1195番	1196番
	1196番2から 1196番4まで	1197番1	1197番2	1198番1
	1198番2	1199番から 1202番まで	1203番1	1203番2
	1204番1	1204番2	1205番から 1208番まで	1209番1から 1209番4まで
	1210番1から 1210番3まで			
大字平尾字十一号	1211番4から 1211番6まで	1211番9	1211番10	1211番13から 1211番15まで
	1218番1	1218番2	1247番1から 1247番9まで	1248番1
	1248番3	1248番5から 1248番11まで	1248番13から 1248番23まで	1249番1から 1249番7まで
	1250番1	1250番2	1251番1から 1251番21まで	1252番1
	1252番3から 1252番20まで	1252番22	1253番1から 1253番8まで	1254番1
	1254番3から 1254番9まで	1254番11	1254番17	1254番18
	1254番21から 1254番32まで	1255番3から 1255番26まで		
大字平尾字十二号	1256番	1257番1	1257番2	1258番1
	1258番2	1259番1	1259番2	1260番
	1261番	1262番1	1262番2	1263番
	1264番1	1264番2	1265番1	1265番2
	1266番1	1266番2	1267番1	1267番2

大字平尾字十二号	1268番1	1268番2	1269番	1270番
	1271番1	1271番2	1272番から 1280番まで	1281番1
	1281番4から 1281番6まで	1281番11	1281番13から 1281番23まで	1282番
	1283番	1286番2	1292番イ	1292番ロ
	1304番6	1304番7	1320番1	1321番1から 1321番5まで
	1322番1	1322番2	1323番1から 1323番5まで	1324番1
	1324番2	1325番1	1325番2	1326番
	1327番1から 1327番7まで	1328番	1329番1	1329番2
	1330番	1331番	1332番1	1332番2
	1333番	1334番1	1334番2	1335番1
	1335番2	1335番3の一部	1335番4	1335番7
	1335番8	1336番1	1337番1から 1337番3まで	1337番7
	1337番8	1337番11から 1337番22まで	1338番	1339番1
	1339番2	1339番7から 1339番9まで	1340番	1341番3
	1347番3	1380番		
	大字平尾字十三号	1350番1から 1350番10まで	1351番3から 1351番5まで	1354番2
1355番2		1356番	1357番	1360番1から 1360番4まで
1361番1から 1361番3まで		1362番	1363番1から 1363番11まで	1364番
1365番1から 1365番3まで		1366番	1367番イ	1367番ロ
1368番		1369番1	1369番ロ	1369番3
大字平尾字十四号	1967番	1968番		
大字坂浜字十七号	1255番4	1255番6	1255番9から 1255番12まで	1255番25から 1255番27まで
大字坂浜字十九号	1382番7	1382番10	1382番17	1382番19から 1382番21まで
上記の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに大字平尾字十一号に隣接する道路である公有地の一部				

次の区域を大字坂浜字十三号に編入する。

町名	地番			
大字平尾字十号	1039番8から 1039番10まで	1044番3	1045番4	1046番3
	1046番4			
上記の区域に隣接介在する道路である公有地の全部				

次の区域を大字坂浜字十七号に編入する。

町名	地番			
大字平尾字十号	1127番5の一部			
上記の区域に隣接する道路である公有地の全部				

次の区域を大字坂浜字十八号に編入する。

町名	地番			
大字坂浜字十七号	1288番4	1289番2		
大字平尾字十二号	1304番3から 1304番5まで	1334番3	1334番4	1335番3の一部
	1335番5	1335番6	1336番2	1337番4から 1337番6まで
	1337番9	1339番3	1339番4	1341番2
	1347番5			
上記の区域に隣接介在する道路である公有地の全部				

次の区域を大字坂浜字十九号に編入する。

町名	地番			
大字平尾字十二号	1281番2	1281番3		

第77号議案

稲城市道路線の認定について（稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業関係・3路線）

上記の議案を提出する。

平成29年11月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

（提案理由）

稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業において築造した道路を稲城市道路線として認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について（稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業関係・3路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を稲城市道路線として認定する。

整理番号	路線名	起 点	終 点
1	市道矢野口2075号線	矢野口312番1地先	矢野口293番2地先
2	市道矢野口2076号線	矢野口314番4地先	矢野口303番2地先
3	市道矢野口2077号線	矢野口224番2地先	矢野口305番1地先

第78号議案

稲城市道路線の認定について（稲城上平尾土地区画整理事業関係・4
路線）

上記の議案を提出する。

平成29年11月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

（提案理由）

稲城上平尾土地区画整理事業において築造した道路を稲城市道路線として認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について（稲城上平尾土地区画整理事業関係・4
路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を稲城市道路線として認定する。

整理 番号	路線名	起 点	終 点
1	市道平尾2078号線	平尾1281番22地先	平尾1267番2地先
2	市道平尾2079号線	平尾1292番イ地先	平尾1334番1地先
3	市道平尾2080号線	平尾1321番1地先	平尾1327番地先
4	市道平尾2081号線	平尾1334番1地先	平尾1327番地先

第79号議案

稲城市道路線の認定について（南山東部土地区画整理事業区域における民間宅地開発関係・6路線）

上記の議案を提出する。

平成29年11月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

（提案理由）

南山東部土地区画整理事業区域における民間宅地開発により築造された道路を稲城市道路線として認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について（南山東部土地区画整理事業区域における民間宅地開発関係・6路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を稲城市道路線として認定する。

整理番号	路線名	起 点	終 点
1	市道東長沼2082号線	東長沼2517番1地先	東長沼2500番地先
2	市道東長沼2083号線	東長沼2496番地先	東長沼2521番地先
3	市道東長沼2084号線	東長沼2522番地先	東長沼2479番地先
4	市道東長沼2085号線	東長沼2523番地先	東長沼2521番地先
5	市道東長沼2086号線	東長沼2536番2地先	東長沼2531番地先
6	市道東長沼2087号線	東長沼2478番地先	東長沼2479番地先

第80号議案

稲城市道路線の認定について（押立における私道の寄附関係・1路線）

上記の議案を提出する。

平成29年11月28日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

（提案理由）

押立地区において寄附のあった私道を稲城市道路線として認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について（押立における私道の寄附関係・1路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を稲城市道路線として認定する。

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点
1	市道押立2088号線	押立120番地先	東長沼174番14地先

第81号議案

稲城市道路線の認定について（若葉台における民間宅地開発関係・1
路線）

上記の議案を提出する。

平成29年11月28日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

（提案理由）

若葉台地区において民間宅地開発により新設整備された道路を稲城市道路線として認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について（若葉台における民間宅地開発関係・1
路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を稲城市道路線として認定する。

整理 番号	路線名	起 点	終 点
1	市道若葉台2089号線	若葉台4丁目30番38地先	若葉台4丁目30番19地先

第82号議案

稲城市道路線の認定について（矢野口における民間宅地開発関係・1
路線）

上記の議案を提出する。

平成29年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

矢野口地区において民間宅地開発により新設整備された道路を稲城市道路線として認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について（矢野口における民間宅地開発関係・1
路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を稲城市道路線として認定する。

整理 番号	路線名	起 点	終 点
1	市道矢野口2090号線	矢野口2147番2地先	矢野口2146番5地先